

北浜法律事務所 リーガルマガジン KITAHAMA⁺ PLUS Vol. 02

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

坂元 靖昌 弁護士
コーポレート・会社法
国際関係法務



特集 新しい紛争解決手段 国際仲裁

国際関係法務
国際紛争解決（仲裁）
児玉 実史 弁護士



クライアントとともに。

法務 Troubleshooting
ノウハウによる様々な弊害

弁護士が教える「私の交渉術」
研修で訪れたドイツでの話



大阪事務所

〒541-0041
大阪府中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル
TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080 / 06-6202-9550



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階
TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階
TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

弁護士

特集

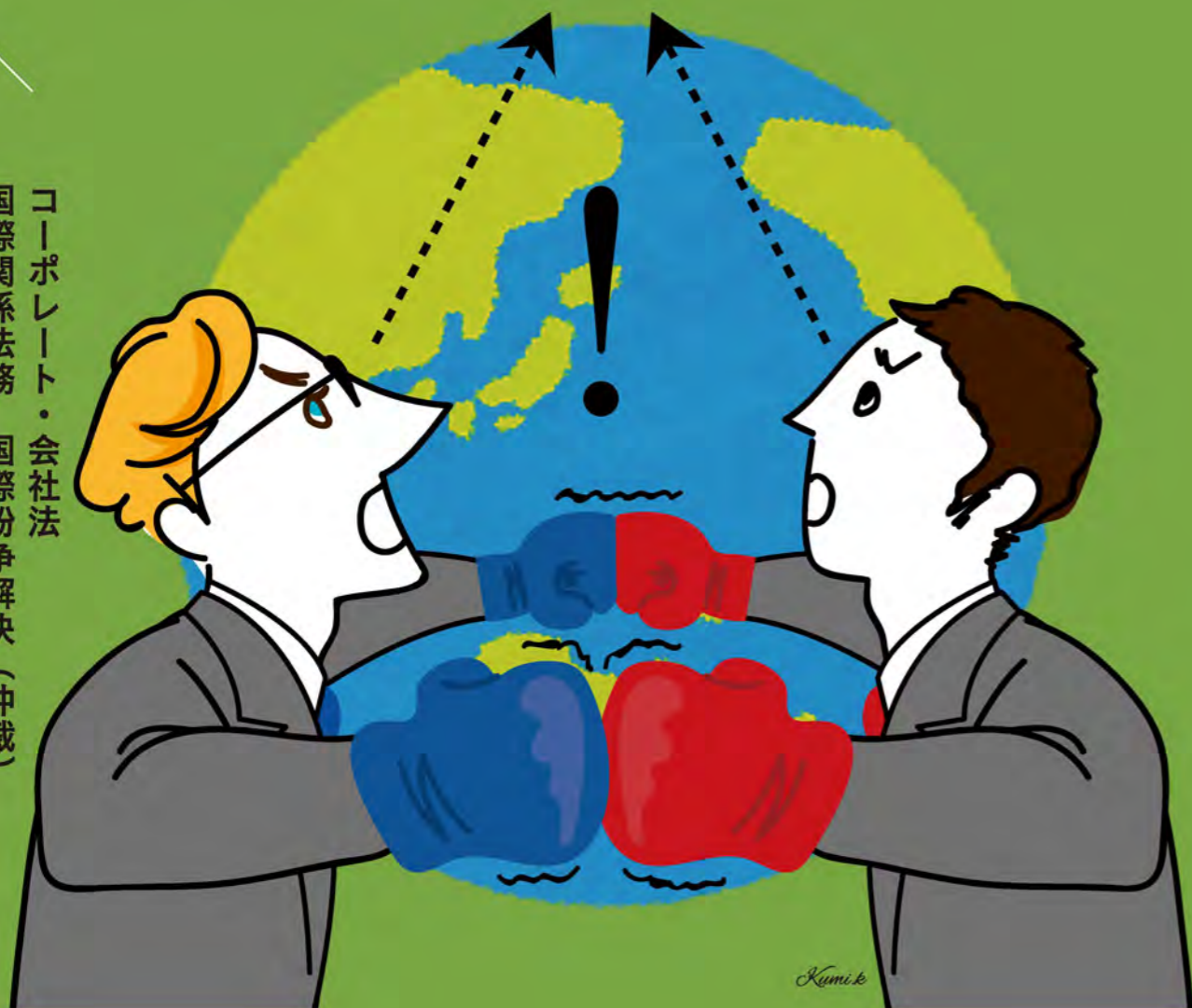
新しい紛争解決手段

国際仲裁

北浜法律事務所では、国際仲裁に力を入れています。
紛争解決の手段であるという意味では訴訟と同じですが、
訴訟と比べると、国際的に強制執行が容易であること、上訴がないことによる手続の迅速性、
手続の柔軟性、手続の非公開といった企業にとってのメリットがあります。
当所の国際紛争専門弁護士がわかりやすくご紹介します。

国際関係法務
国際紛争解決（仲裁）
児玉 実史

コーポレート・会社法
国際関係法務
国際紛争解決（仲裁）
坂元 靖昌



坂元 靖昌 弁護士

Yasumasa Sakamoto



京都大学法学研究科法曹養成専攻修了。2007年弁護士登録。2011年～2015年までアメリカ・タイ・ベトナム・インドネシアで勤務。ニューヨーク州弁護士。企業の海外進出・撤退やクロスボーダーM&A、紛争解決を数多く担当。昨今では、日本企業が海外の企業とのトラブルに巻き込まれた際の外国での訴訟、国際仲裁などを手がけ、企業の強力な助っ人として評価が高い。

Profile



児玉 実史 弁護士

Masafumi Kodama



東京大学法学部卒。ニューヨーク、シンガポールでの実務経験を経てニューヨーク州弁護士登録。2007年より弁護士法人北浜法律事務所代表社員。複雑化・長期化・高額化しがちな国際紛争を、訴訟・仲裁・調停などのクライアントにとって最適な手段で解決する。国際案件の仲裁ができる数少ない専門家として企業の信頼が厚く、日本仲裁人協会理事、日本国際紛争解決センター事務局次長も務める。

Profile



KITAHAMA⁺ PLUS

クライアントとともに。



第四次産業革命と呼ばれるテクノロジーの劇的な進化により
社会はさらなる変化を遂げようとしています。

平成に増して激動が予測される令和ですが、
企業はいつの時代でもリスクヘッジと事業成長を同時に実現することが
求められ、貴社でもさまざまな取り組みが進んでいることでしょう。

北浜法律事務所では、大阪・東京・福岡の3拠点に84名の優秀な弁護士がいます。
コーポレート、国際関係法務、M&A、不動産、証券、知的財産をはじめとする
あらゆる案件に対して高度なリーガルサービスを提供しています。
よくお客様から「風通しのよい事務所ですね」と言われますが、
それはフットワーク、チームワーク、
そして人間味を大切にしているからかもしれません。

リーガルマガジン Vol.2『KITAHAMA プラス』でも
そんな私たちの一端を感じていただけたら嬉しく存じます。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



国際紛争の解決法は、裁判だけじゃない。

「国際仲裁」という手段は、メリットが大きい。



国外で裁判を 起こされると大変

坂元 近年、企業の規模を問わず海外進出が増え、それに伴って国際的なめ事も増えてきています。日本国内の取引であれば、もめ事の解決方法といえば「裁判」を連想しますが、国際的な紛争だと、裁判にはいろいろ問題がありますね。

児玉 そうですね。例えば、日本の企業と東南アジアの企業でもめ事が起き、東南アジアで裁判を起こされた場合だと、現地の弁護士に依頼し、全部の書面を現地の公用語に翻訳し、現地の法廷に出向くこととなります。その手間と費用だけでも大変ですね。また、現地の裁判官に裁かれることになり、国によって、裁判官の判断根拠がはっきりしないとか、賄賂で判断内容が左右されるということも少なからずありますね。こういった困難を克服して運よく勝訴判決をもらったとしても、控訴されて延々と紛争が続くこ

ともあります。

坂元 日本で裁判ができれば、そのような苦労はかなり減りますね。それでも、英語で作った書面を和訳しなければならなかったり、裁判官が事件の途中で交代してしまったりという手続上の問題、外国企業が日本で裁判することに同意してくれるかという問題や、日本でもとった判決を相手国で強制執行ができるかという執行上の問題があります。また、日本の裁判官はとても優秀ですが、複雑な国際ビジネスや専門的な問題に関して経験が浅く、理解してもらえないに苦労することもありますね。

児玉 その点、北浜法律事務所が国際的な紛争解決手段としてよくお勧めするのは、「国際仲裁 (International Arbitration)」です。互いの主張書面や証拠を提出し、証人尋問をし、第三者に拘束力ある法的判断を出してもらおう、という点は裁判と同じですが、国際仲裁では、裁判官に相当する仲裁人、仲裁地、仲裁で用いる言語などを、当事

者が合意で自由に決められます。

坂元 私の経験でも、中立公平で、紛争の起こった分野に詳しく、かつきばきと進行してくれる仲裁人を選べれば、非常に快適に手続が進みますね。また、仲裁地を我々の地元(京阪神の都市、仲裁言語を英語としておけば、交通費、宿泊費、翻訳費がかなり軽減できます。地元で審理ができるので、審理中にちよつと確認したいことが出てきた場合も、時差などを気にせず、すぐ依頼者の本社に確認が取れていいですね。

児玉 日本でも、「日本国際紛争解決センター」が設立され、2018年5月以降、大阪で、仲裁審理専用施設が非常にリーズナブルな料金で利用できるようになってきました。2020年3月には、東京にも同様の仲裁施設がオープンする見込みですので、これを機にぜひ使っていただきたいと思います。**坂元** 仲裁であれば、ほかにも、仲裁で出た判断に対しては原則控訴ができず、その意味で訴訟より早く最終決着

できる可能性もありますし、仲裁判断は、裁判所で下された判決に比べ、外国で強制執行しやすいというメリットも大きいですね。

児玉 その通りで、たとえば、日本の裁判所の判決が執行できない国は、中国、タイをはじめたくさんありますが、仲裁判断については、ニューヨーク条約という世界で約100カ国が批准している条約があり、この条約によって、仲裁判断の内容の可否を原則として問わずに、海外で執行できる仕組みが整えられています。

国際仲裁の他に、 国際調停も

坂元 仲裁はお金がかかるんじゃないかという声もありますが。

児玉 日本で裁判をするよりはかかる場合もあります。しかし、今までお話ししたような、原則上訴がないとか、手続が柔軟に進めやすいとかいった要素、また中立公正性や国際執行の容易性といったメリットを考えると、トータルでは訴訟より安くいい解決ができることもかなりあると思います。あと、迅速手続とか簡易手続といった、一定額以下の紛争なら3ヶ月や6ヶ月で仲裁判断を出す制度もあり、これを使えばさらに早く安くできますね。だ

からこそ、世界的には、「国際紛争解決は仲裁で行う」という実務が主流になっていくわけです。

坂元 このように多数のメリットがある仲裁ですが、仲裁を用いるには、当事者の間で、「紛争は仲裁で解決する」という合意をしておくことが必要条件になりますね。

児玉 はい。論理的には、「紛争は仲裁で解決する」という合意をすることはいつでもできるはずですが、現実には、もめてからの合意というのは難しいので、契約の時に仲裁条項を入れておくべきです。仲裁条項のひな型は、いろいろな仲裁機関がHPで公開していますので、それを活用していただければと思います。この際、まずは仲裁地を、ご自身の会社の地元あるいは近場の都市にするよう、頑張っていたいただきたいですね。なお、仲裁条項に不備

があつて無効となると、結局裁判しかできなくなりますので、少しでも疑問があつたら、専門家に相談いただければと思います。

坂元 最後に、紛争解決方法として、「国際調停」、すなわち調停人が、「当事者間の話を聞いて交渉や合意を促す」という手法が最近人気になっていくと聞きます。

児玉 仲裁と異なり、調停人はあくまで和解成立を促す役割ですので、双方の当事者が合意しないかぎり、判決や仲裁判断のように当事者を拘束する結論ができません。ですから、調停がうまくいかなかったときのことを考え、仲裁条項は置いておくべきです。しかし、近年の国際調停では、専門的なトレーニングを受けた調停人が、心理学的な手法も取り入れて当事者の本音を聞き出して打開策を探り、90%の案件が1



2日で合意に至るとも言われています。国際調停に関しても、日本発の国際調停専門機関として、京都国際調停センターが2018年11月に設立されており、地元日本で調停を試みる価値がある案件は多いと考えています。

北浜法律事務所は、国際紛争の解決に強い事務所です。

海外実務経験が豊富で、紛争解決の経験値が高い弁護士を多数有しています。

どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088

福岡事務所 TEL 092-263-9990

<https://www.kitahama.or.jp/>



「パワーハラによる様々な弊害」

みなさんの会社でも、既に何度かパワーハラに関する社内研修等を実施されていると思いますが、法務の立場から今一度ポイントを押さえておきたいと思っています。

パワーハラは、厚生労働省がとりまとめた「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」において、①身体的な攻撃、②精神的な攻撃、③人間関係からの切り離し、④過大な要求、⑤過小な要求、⑥個の侵害の6つの典型パターンに分類されています。

そして、パワーハラの予防・解決のための基本的枠組みの構築手順として、以下の7つのポイントが挙げられます。何より、社内の実態を的確に把握し、トップ自らが率先して取り組む姿勢をアピールすることで、パワーハラを許さないという雰囲気醸成していくことが大切です。

パワーハラの被害者は、人格を傷つけられ、休職や退職に追い込まれることもあります。パワーハラの加害者は、社

職場のパワーハラスメントを

予防するために

- ✓ トップが明確なメッセージを出すこと
- ✓ 就業規則、ガイドライン等のルールを決める
- ✓ アンケート等で実態を把握する
- ✓ 研修等で教育する
- ✓ 組織の方針や取組を周知・啓発

解決するために

- ✓ 相談窓口の設置や外部専門家との連携
- ✓ 行為者に対する再発防止研修を行う

内での信用を失い、懲戒処分や訴訟の対象となる場合もあります。また、会社も、職場環境の悪化、生産性の低下、人材流出、イメージダウン等々の損失を被ったり、パワーハラを認識しながら放置したような場合は民事上の責任を問われかねません。

ご承知のように、労働施策総合推進法の改正案が、2019年5月29日の参院本会議で可決、成立しました。義務化の時期は早ければ大企業が2020年4月、中小企業が22年4月の見通しです。同法では、職場におけるパワーハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされ、適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります。

是非、老若男女問わず社内の一一人一が、互いに人格を尊重されるべき「仲間」であることを、今一度再認識できるように取り組みにつなげてもらえれば幸いです。



大石 武宏 弁護士

Takehiro Oishi



京都大学法学部卒。企業法務を中心に取組んでおり、製造業、医療、教育、福祉、IT、金融その他のサービス業などクライアントは多岐に亘る。交渉、訴訟等の法的手続の代理人や、契約締結交渉・組織再編におけるリーガルアドバイザーとして活動し、株主総会指導や経営判断サポートを含むコーポレートガバナンスに関するアドバイスも幅広く行っている。



私の交渉術

弁護士・管財人として
長い経験から掴み取った現場交渉のノウハウ。

vol.2

交渉の落としどころを探ることから始めましょう。



滝口 広子 弁護士 Hiroko Takiguchi

大阪大学法学部卒。大阪市役所勤務時代に司法試験合格。コーポレート全般、争訟、行政分野を多く手がける。様々な企業間取引のアドバイスやM&Aの経験も豊富で、行政のリーガルサポートも持っている。コーポレートガバナンスに関する知見を生かして、企業の社外取締役や、国立大学法人のロースクールの特任教授も務めている。



私は、平成4年に弁護士登録をしました。弁護士になった当初は、交渉のたびに緊張したものでしたが、経験を積むうちに自分なりの進め方で落ち着いてのぞむことができるようになってきました。

私の交渉の進め方は、まず、ご相談の事案を分析し、交渉での「落としどころ」(獲得目標)を探すところから始まります。このときには、交渉が決裂し、訴訟になった場合の結論を視野に入れておきます。

次に、依頼者、相手方、それぞれの立場からの「落としどころ」に到達するための受け入れやすいロジックを検討します。

この事前準備によって、互いの攻守の要を把握し、交渉のインシアティブをとることが可能となります。

とはいえ、交渉は相手のあることで、しかも、交渉相手は、代理人、企業個人等、様々なバリエーションがあるため、いつも自分の想定のとおり交渉が進むとは限りません。このため、相手の主張やリアクションなどを見て、臨機応変に攻め方を変えることが必要となることもあります。相手の受け入れやすいロジックに理解を示しつつ、「落としどころ」は譲らないという柔軟かつタフな対応力も、交渉において重要なのです。

ビジネスパーソンの休憩時間

研修で訪れたドイツでの話

ずっと低いままでいる努力

昔は3高(高学歴・高収入・高身長)、その後は3平(平均的年収・平凡な外見・平穏な性格)、最近では4低(低姿勢・低依存・低リスク・低燃費)。婚活女子にもてる男子の条件だそうです。高から低へ、時代とともに価値観は移り変わることを代表例でしょう。

翻ってヨーロッパの町並みは、変化が少ない代表例です。高層ビルが立ち並ぶのは、ロンドンやパリ等のごく限られた大都市の一部の地域だけです。写真は、日本人が多く住む都市デュッセルドルフ(人口約60万人)の町並みですが、高い建物は数棟しかありません。町並みや景観を考慮した都市計画と、行政や住民達の不断の努力の賜物です。ヨーロッパを訪れる際は、ぜひ町並みを守る人々の努力に思いを馳せて見学してみたいかたがたが。



中 亮介 弁護士

Ryosuke Naka

